

# 学術研究施設管理要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、北九州学術研究都市条例（平成12年北九州市条例第63号。以下「条例」という。）及び北九州学術研究都市条例施行規則（平成13年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学術研究施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （施設使用者）

第2条 施設使用者（以下「使用者」という。）は、学術及び研究の発展並びに産業技術の高度化及び新たな産業の創出に貢献することを目的として使用するものとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる学術研究施設にあっては、指定管理者。以下第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第20条において同じ。）が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 使用者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は除くものとする。

## （施設の範囲）

第3条 この要綱において施設とは、別表第1及び別表第2のとおりとする。

## （研究室の使用の申請）

第4条 別表第1に定める施設の利用を希望する者は、あらかじめ、新規の場合は「北九州学術研究都市産学連携施設（研究室）使用申請書」（様式1-1号）を、更新・拡張の場合は「北九州学術研究都市産学連携施設（研究室）使用許可申請書」（様式1-2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、添付書類の一部を省略し、又はその他の書類を添付するよう指示することができる。

3 申請者は、申請者が条例に定める要件を満たしていることの確認を行うため、必要な官公庁への照会を行うことを承諾しなくてはならない。

## （研究室の使用の許可）

第5条 市長は第4条の申請があったときは必要な審査を行い、申請の許可を決定するものとする。使用を許可したときは、すみやかに「北九州学術研究都市産学連携施設（研究室）使用許可書」（様式1-3号）を交付するものとする。

## （研究室の使用期間）

第6条 研究室の使用を許可する期間は1年以内とする。ただし、市町が必要と認めるときは、これを更新することができる。

## （研究室の使用の取りやめ申請）

第7条 研究室の使用を取りやめようとする者は、その1か月前までに「北九州学術研究都市産学連携施設

（研究室）不使用申出書」（様式 2-1 号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる事情があるときはこの限りではない。

（研究室の使用許可取消）

第 8 条 市長は第 7 条の申請があったときは、すみやかに「北九州学術研究都市産学連携施設（研究室）使用許可取消書」（様式 2-2 号）を交付するものとする。

（研究室の使用料の適用）

第 9 条 研究室の利用者は、条例に定める使用料を定められた期日までに支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、使用料の減免を受けようとする者は、「北九州学術研究都市産学連携施設（研究室）使用料減免申請書」（様式 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（研究室の使用料の納付）

第 10 条 研究室の利用者は、条例に定める使用料を毎月定められた期日までに納付しなければならない。

（研究室の設備等の制限）

第 11 条 研究室の利用者は研究室に特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ「改築工事承認申請書」（様式 4-1 号）を市長に提出し、「改築工事承認書」（様式 4-2 号）を交付された場合はこの限りではない。

（免責事項）

第 12 条 災害、火災、盗難または諸設備の故障等による損害について市は責任を負わないものとする。

（会議室の使用の申請）

第 13 条 別表第 2 に定める施設の使用を希望する者は、あらかじめ、「学術研究施設使用申請書」（様式 5-1 号）、「学術研究施設（体育施設）使用申請書」（様式 6-1 号）又は「学術研究施設（宿泊室）使用申請書」（様式 7 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、技術開発交流センターの交流室については、専用使用の場合に限る。

2 前項の申請書の提出は、別表第 2 に定める期間に行わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（会議室の使用の許可）

第 14 条 指定管理者は第 11 条の申請があったときは必要な審査を行い、申請の許可を決定するものとする。ただし、技術開発交流センターの宿泊室の使用申請については、その受付をもって許可があったものとみなす。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

3 指定管理者は使用を許可したときは、すみやかに「学術研究施設使用許可書」（様式 5-2 号）又は「学術研究施設（体育施設）使用許可書」（様式 6-2 号）を交付するものとする。

4 会議室の利用者は、使用を開始するとき、第 3 項の使用許可書を指定管理者（指定管理者が委託した者

を含む。)に提示しなければならない。

(会議室の使用の取りやめ)

第15条 会議室の利用を取りやめようとする者は、「学術研究施設使用取りやめ申請書」(様式8号)又は「学術研究施設(宿泊室)使用取りやめ申請書」(様式9号)を指定管理者に提出しなければならない。

(会議室の使用料の適用)

第16条 会議室の利用者は、条例又は規則に定める使用料を支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、会議室の使用料の減免を受けようとする者は、「学術研究施設使用料減免申請書」(様式10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 条例別表第2「備考」の「営利を主たる目的としない使用」の適用を受ける者は以下の者とする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体及びその他公共団体
- (3) 公共的団体
- (4) その他市長が特に必要があると認めた者

(会議室の使用料の納付)

第17条 会議室の利用者は、使用許可の際、条例に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 規則に定める使用料については、使用終了後ただちに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

3 第1項及び第2項のただし書きの規定により使用料を後納しようとする者は、「学術研究施設使用料後納願」(様式11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 第1項及び第2項に拘わらず、月若しくは年単位で施設を使用する者については、毎月上旬に指定管理者が発行する請求書に基づき、当月分の条例に定める使用料並びに前月分の規則に定める使用料をまとめて支払うものとする。

(研究室・会議室の使用の不許可、取り消し等)

第18条 市長は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可せず、使用の許可をした場合においても使用の許可を取り消し、または、使用を停止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- (2) 学術研究施設の設置目的に反する使用であると認めるとき。
- (3) 使用する権利を譲渡し、または、転貸したとき。
- (4) 建物、設備・器具等をき損する恐れがあるとき。
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認められるとき。
- (6) 危険物を伴う使用であるとき。
- (7) 他の利用者の迷惑になると認められるとき。
- (8) 使用の条件に違反したとき。
- (9) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。

(10) 施設管理者の指示に従わないとき。

(11) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(12) その他、管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく使用の許可の取消しまたは使用の停止によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(研究室・会議室の原状回復の義務)

第19条 使用者は使用が終わったとき、または第9条の規定により使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を市長に届け出て、点検を受けなければならない。

(職員の立ち入り)

第20条 使用者は、市長が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第21条 使用者が建物、設備・器具を滅失し、またはき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

施設の名 称	室 名 等
産学連携センター	研究室、事務室
共同研究開発センター	研究室
情報技術高度化センター	研究室
事業化支援センター	研究室、共同研究室
技術開発交流センター	研究室
学術情報センター	プロジェクト室

別表第2（第13条関係）

施設の名 称	室 名 等	申 込 受 付 期 間
産学連携センター	研修室	使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
	中会議室1・2	
	小会議室1・2	
	特別応接室	
	特別会議室	随時。
設備・器具		
共同研究開発センター	ケミカルプロセス室	使用日の6月前の日の属する月の初日から使用日の2日前までの期間。
	マイクロプロセス室	
	イエロールーム	
	レイアウト設計室	
	組立・測定室	
情報技術高度化センター	設計研修室	使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
	情報技術研修室	
	研修室	
	評価室	
	設計開発室1・2・3	使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
	会議室	
	応接室	
設備・器具	随時。	
事業化支援センター	中会議室	使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
	小会議室	
	設備・器具	随時。
技術開発交流センター	中会議室	使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
	小会議室	
	宿泊室	学術研究都市に学術研究を目的として来訪される場合は、使用日の6月前から使用日までの期間。 学術研究都市関係者で学術研究を目的とする場合

		は、使用日の2週間前から使用日までの期間。
	交流室A・B	使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日の2週間前までの期間。
学術情報センター	スタジオ	使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日2週間前までの期間。
	アナウンスブース	
	調整室	
	遠隔講義室1・2	
	講義室1・2・3	
	CAI室1・2・3	随時。
	一般図書室	
	専門図書室	
	設備・器具	随時。ただし、コンテンツ制作室の映像・音響設備については、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
会議場	メインホール	使用日の6月前の日の属する月の初日から使用日の2週間前までの期間。
	イベントホール	
	控室1・2・3	
	設備・器具	
体育施設	体育館	使用日の6月前の日の属する月の初日から使用日までの期間。
	運動場	
	テニスコート	